

南国市U I J ターン移住支援補助金交付要綱

令和7年4月15日 告示第 61号

令和7年8月12日 告示第141号

令和8年6月 2日 告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市U I J ターン移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、高知県外から南国市への移住に要した引越し費用の一部について補助することにより、南国市への移住及び定住を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する世帯の世帯主とする。この場合において、南国市に居住する親元世帯への編入その他これに類する理由により、南国市への転入後世帯主とならないときは、当該転入世帯及びその代表者を申請時点の世帯及びその世帯主とみなす。

(1) 次のいずれかの世帯であること。

ア 夫婦の世帯であって、夫婦ともに南国市への転入の日（以下この号及び次号において「転入日」という。）時点の年齢が39歳以下であったもの

イ 南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱（令和4年南国市告示第163号）第2条第2号に規定するパートナーシップ登録を受けた二人の世帯であって、二人ともに転入日時点の年齢が39歳以下であったもの

ウ 転入日時点の年齢が18歳未満であった者を現に養育する子育て世帯

(2) 世帯主及びその同一世帯員の全員が定住する意思を持って高知県外から南国市に転入した者であって、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 転勤、入学、通学等を理由として転入した者でないこと。

イ 転入の日から3月以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 同一世帯内に過去に補助対象者又はその同一世帯員としてこの補助金の交付を受けたことがある者がいる場合

(2) 同一世帯内に生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者がいる場合

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者及びその同一世帯員が南国市への移住に要した引越し費用のうち、業者による荷物運搬に係る経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額と30万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市UIJターン移住支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、南国市UIJターン移住支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者は、南国市UIJターン移住支援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、南国市UIJターン移住支援補助金返還命令書（様式第4号）により、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

(1) 補助対象者が補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

- (2) 補助対象者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象者が南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第7条の規定による補助金の交付の決定の日から1年以内に補助対象者又はその同一世帯員（第6条の規定による申請の日より後に新たに世帯員となった者を除く。）が南国市外に転出したことが認められるとき。ただし、災害、補助対象者又はその同一世帯員の疾病その他のやむを得ない事情による転出であると市長が認める場合は、この限りでない。

（調査等）

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和7年告示第141号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の南国市UIJターン移住支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる同要綱第6条の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前に行われた改正前の南国市UIJターン移住支援補助金交付要綱第6条の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年告示113号）

この要綱は、公布の日から施行する。